

令和8年6月の診療報酬改定に基づく、施設基準等で定められている 保険医療機関の書面掲示事項について掲載いたします。

初診時の機能強化加算・地域包括診療加算について

当院は、厚生労働省の趣旨に則り、平日午後6時および土曜日の正午以降も診療を行う診療所として届出しております。平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付された方は、夜間・早朝加算料（50点）が加算されます。（3割負担で150円）

（往診・電話再診の場合も対象となります） ※日曜日、祝日、休診日は除きます。

保険診療における診療所の夜間・早朝等加算料について

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門医、専門医療機関や介護・保健・福祉サービスのご紹介を致します
- 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談が可能です。
- 患者さんの状態に応じ、28日以上長期投薬またはリフィル処方箋を交付する対応が可能です。
（当院では、患者さんの病状の超長期安定を予見、保証することが困難であり、ましてその判断を調剤薬局に委ねることは困難なことから、すでに長期処方での対応を致しております。）
- 病気に関する緊急時の留守番電話転送等による問い合わせに対応しています。
（診療日の診療時間前後のおおよそ2時間。時間外は留守番電話のみの対応です。）
- 日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会等を修了しています。
- 当院のほかに、かかりつけ医機能を有する医療機関は以下のサイトから確認できます。
【大阪府医療機関情報システム】

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たし、以下の体制を整備・公表しています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- マイナ保険証の利用促進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 医療DX推進体制に係る掲示や、情報の取得・活用についての取組みを行っています。
- 当院では、医療の透明化・情報提供を積極的に推進していく目的として、領収書発行と個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。領収書・明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。